

【第5号議案】

新発田市コミュニティバスの更新登録について

【要旨】

新発田市が実施する市町村運営有償運送の登録期間が平成26年9月をもって満了することから、平成26年10月以降の登録に係る更新申請について審議いただくもの。

【今回登録時の変更箇所】 車両：中型バス4台、マイクロバス3台

1 新発田市コミュニティバスの概要

- ❖ 運行主体：新発田市（運行委託先：NPO法人七葉）
- ❖ 運行開始：平成18年10月1日
- ❖ 特徴：小・中学生、高校生、一般の混乗（スクールバス兼ねる）
- ❖ 運行経路：菅谷・加治地区内 市内高校、新発田駅、市街地循環
- ❖ 運行回数：平日39本、土日祝18本
- ❖ 運賃：菅谷・加治地区内100円、市街地まで乗車200円
（小・中学生半額、乳幼児・障がい者無料）
- ❖ 車両：中型バス5台（車椅子対応）、マイクロバス2台

2 現在の登録状況

法的根拠	道路運送法第79条（自家用有償旅客運送）
種別	市町村運営有償運送（交通空白輸送）
登録番号	北新市交第7号
有効期間	平成26年9月30日まで
名称、住所、代表者氏名	新発田市 新発田市中心4丁目10番4号 新発田市長 二階堂 馨
運送の区域	新発田市
登録に付す条件	なし

【参考】

更新登録の手続きの流れ

地域公共交通活性化協議会…更新の合意（地域公共交通会議兼ねる）

↓ 「協議会においての協議が調ったことを証する書類」の送付

新発田市

↓ 更新登録の申請（協議会の証書を添付）

運輸支局

↓ 登録の通知（有効期間3年の予定）H26.10.1～H29.9.30

新発田市

新発田市コミュニティバス路線図・運行区域

コミュニティバス運行区域（運賃区分）

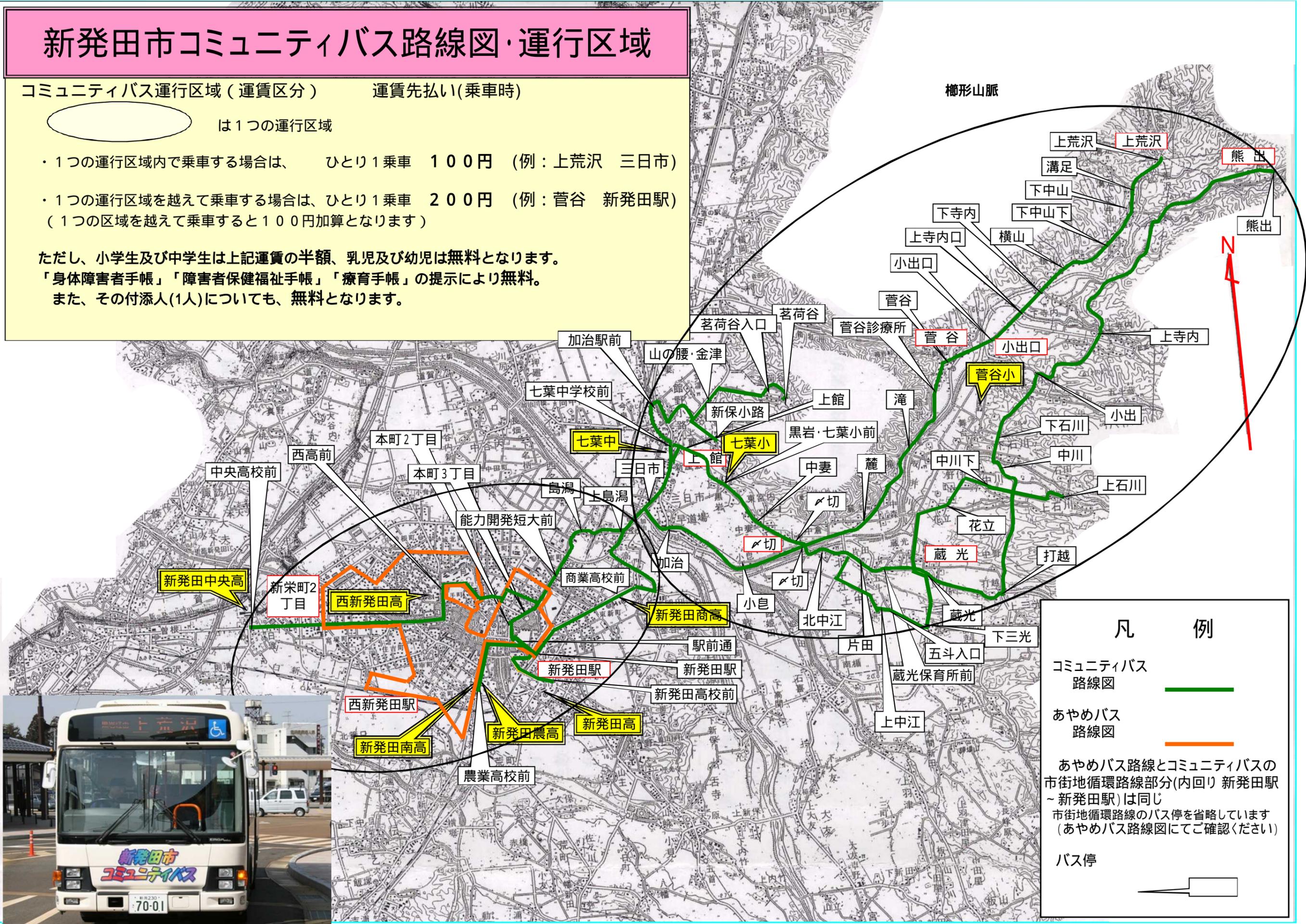
運賃先払い(乗車時)



は1つの運行区域

- ・1つの運行区域内で乗車する場合は、ひとり1乗車 100円 (例：上荒沢 三日市)
- ・1つの運行区域を越えて乗車する場合は、ひとり1乗車 200円 (例：菅谷 新発田駅)
(1つの区域を越えて乗車すると100円加算となります)

ただし、小学生及び中学生は上記運賃の半額、乳児及び幼児は無料となります。
「身体障害者手帳」「障害者保健福祉手帳」「療育手帳」の提示により無料。
また、その付添人(1人)についても、無料となります。



凡 例

コミュニティバス
路線図 ——

あやめバス
路線図 ——

あやめバス路線とコミュニティバスの
市街地循環路線部分(内回り 新発田駅
~新発田駅)は同じ
市街地循環路線のバス停を省略しています
(あやめバス路線図にてご確認ください)

バス停